

中小企業等グループ施設等復旧整備事業に関する要請書

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、1年7カ月余りが経過しました。国におかれましては、発災直後から、急を要する被災自治体の要望に対して、震災復興特別交付税や復興交付金の更なる上積み、国庫補助率の嵩上げや補助対象の拡大、特区制度やグループ補助金の創設などを具現化して頂きました。本県県民及び地方公共団体に対する国の取り組みに対しまして改めて厚く感謝申し上げます。

今、宮城県では、国、全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様からの温かい御支援をいただきながら、復興に向けた確固たる決意を胸に、着実に取り組みを進めているところであります。

しかし、沿岸被災地域においては、今なお多くの被災者が応急仮設住宅などでの生活を余儀なくされているとともに、いまだ自力で工場・店舗等を再建できない事業者がいるなど、被災者の生活再建には生業の復旧が急務ではありますが、依然として先行きの見通しが立たない状況が続いています。

さらには、復旧・復興需要の高まりに伴う資材不足や人件費等の高騰による入札不調などの理由から復旧・復興工事に遅れが発生する懸念が生じているところ です。

このため、県民が安心して生活し、将来への希望を胸に復興に向けて主体的に取り組むとともに、自治体が1日も早い復興計画の実現に向けて業務を円滑に進めることができるよう、以下の事項について要望いたします。

1 中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続等

被災中小企業の事業再開を直接支援する制度として、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が創設され、これまでに本県では、89グループ1,694事業者が約1,471億円の補助金の交付決定を受け、事業再開に向け全力で取り組んでいます。

しかしながら、平成24年度第5次募集では、147グループ2,355事業者が約1,441億円の補助金を要望しているものの、平成24年度の予算規模では到底対応できず、今般、801億円分を予備費として使用することが閣議決定されたところですが、平成24年度中の交付を要望する宮城県のすべての事業者に配分で

きるよう、補正予算を編成する等十分な予算措置を講じることを求めます。

また、甚大な被害を受けた沿岸部では、建築制限や地盤改良等の土地利用上の課題等により、事業申請が遅延している事業者も数多くあることなどから、今後も相当数の事業申請が見込まれます。

つきましては、事業再開の取り組みが遅れている沿岸地域の被災事業者の早期事業再開を支援するため、今後も継続的に必要な財政措置を行うことを求めます。

2 繰越手続等の弾力的運用

中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、施設復旧場所の地盤沈下によるかさ上げ工事やその他の復旧工事の遅れなどから、平成 24 年度中の事業完了が困難な事業者が多く、相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

つきましては、やむを得ず明許繰越年度内に完了しない事業について、平成 25 年度への事故繰越を認めていただくとともに、1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認などについて、特別の措置を講じられるよう求めます。さらには、事務手続きについても大幅な簡素化を図るよう求めます。

また、事故繰越が困難な場合には、事業が来年度以降も継続的に実施できるような対策講じるよう求めます。